

2015年7月13日

駐日カザフスタン共和国大使館より

お知らせ

カザフスタン共和国はビザの免除を実施します

ビザの免除は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、マレーシア、オランダ、アラブ首長国連邦、韓国、スイス、スペイン、ベルギー、ハンガリー、モナコ、シンガポール、オーストラリア、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド及び日本の国民に対して、2015年7月16日から2017年12月31日まで行われる。

2015年6月26日付けの第483号のカザフスタン政令、第148号の2012年1月21日付けのカザフスタン共和国法令の修正および補正によりイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、マレーシア、オランダ、アラブ首長国連邦、韓国、スイス、スペイン、ベルギー、ハンガリー、モナコ、シンガポール、オーストラリア、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド及び日本の国民は、国境通過後15日間までに限り、2015年7月16日から2017年12月31日かけての期間内で、本国ビザが免除される。

上記の諸国の国民の登録は、本国国境でカザフスタン国家保安委員会国境警備局が入国カードの「登録」欄に日付入りのスタンプを押す方法で行う。

上記の諸国の国民が、商談や取引先との契約などの商用でカザフスタン共和国での滞在を15日間以上の期間に延長することを希望する場合、入国管理局に商用ビザを申請しなければならない。それより入国管理局は、法律が定める通り、30日までの商用ビザを発給し、同時に外国人登録も延長することができる。

訪問者の滞在先の変更手続きについては、内務省で5日間かかる。カザフスタン国内での滞在先の変更については、受け入れ側の団体もしくは個人は、書面作成について3日以内に通知しなければならない。

仮に上記の国民が、カザフスタン共和国滞在中に共同出資事業の実施を希望する場合、その提携先は、事業計画の草案をカザフスタン共和国投資開発省の投資委員会に提出する必要がある。

投資委員会が投資者の地位を確認した場合には、カザフスタン共和国外務省は法律に基づいて、90日間有効の投資家の区分のシングルビザを発給できる。また必要であれば、3年間有効のマルチビザを発給することが出来る。

投資家ビザを所有する、或いは所管官庁から投資家の肩書を承認された訪問者についてはパスポート法から免除される。

カザフスタン共和国国内での滞在中、上記の諸国の国民は、カザフスタン共和国の法律に従い、宣教および賃金労働に従事してはならない。